

## 1 | 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数（当社の場合は100株）とされており、単元未満株式（当社の場合は100株未満の株式）は証券取引所で売買することができません。単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用ください（手数料不要）。

- (注) 1.単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座<sup>(※)</sup>の株式についても、証券会社等の口座に移し替えることなく行うことができます。  
2.当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。  
(※) 株券の電子化の際に、株券をお取引の証券会社等を通じて株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預けておらず、その後、証券会社等の口座への移管手続を行っていない場合、株主さまの株式は、株主さまの権利を保護するために当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した特別口座で管理されています。

## 2 | 配当金の受取方法のご案内

配当金領収証により現金で受け取る以外に、次の受取方法をご指定いただけます。  
いずれも、安全、確実、迅速な受取方法であり、これらの方法をお勧めします。

- ① 銀行預金口座への振込
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込
- ③ 「登録配当金受領口座方式」での受け取り  
(株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預金口座で受け取る方法)
- ④ 「株式数比例配分方式」での受け取り  
(株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法)

- (注) 1.③の方法につきましては、ゆうちょ銀行の貯金口座はご指定いただけません。  
2.特別口座の株式（他の銘柄を含みます。）がある場合には、④の方法はご指定いただけません。  
3.NISA口座の株式の配当金等を非課税にするためには、④の方法をご指定いただく必要があります。  
4.配当金領収証の払渡期間が経過していても、支払開始の日から10年以内であれば、三井住友信託銀行株式会社において配当金をお受け取りいただけます。

## 3 | 「マイナンバー」お届出のお願い

市区町村から株主さまに通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続<sup>(※)</sup>が必要となります。  
お届出がお済みでない株主さまは、お取引の証券会社等の口座管理機関へお届出ください。

- (※) 法令に基づき、当社が作成する支払調書（配当金や単元未満株式の買取請求等に関する支払調書）に株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出する必要があります。

- ・1、2の手続の  
お問い合わせ先
- ・3のマイナンバーの  
お届出先・お届出用紙の  
ご請求等のお問い合わせ先

証券会社等の口座の株式：お取引の証券会社等の口座管理機関

特別口座の株式：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (03)0120-782-0311

(受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時)